

## 地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金（新生児医療担当医確保支援事業）実施要領

### （趣旨）

第1 この要領は、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき実施する新生児医療担当医確保支援事業について、必要な事項を定めるものである。

### （事業の目的）

第2 医療機関における新生児集中治療室（診療報酬の算定基準を満たしているものに限る。以下「NICU」という。）において、新生児医療に従事する医師（以下「新生児医療担当医」という。）に対して、NICUに入院する新生児数に応じて支給される手当（以下「新生児医療担当医手当等」という。）を支給することにより、処遇改善を通じて、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の確保を図ることを目的とする。

### （補助対象者）

第3 補助の対象者は、以下の要件を全て満たすもの又はこれに準じるものと判断されるものとする。

- （1）就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、新生児医療担当医に対して、新生児医療担当医手当等を支給することを明記し、雇用する新生児医療担当医に対して手当を支払っている医療機関であること。
- （2）新生児医療担当医手当等の創設を理由として、既存の手当の減額を伴う就業規則の改正等を行っていないこと。
- （3）総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターであること。

### （事業内容）

第4 この事業は、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医に対し新生児医療担当医手当等を支給するものである。

### （補助対象経費等）

第5 補助金の基準額、補助対象となる経費及び補助率は、交付要綱別表1のとおりとし、補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出された額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- （1）交付要綱別表1に定める補助対象経費（新生児1人当たり（NICU入院初日のみ）の額（同表基準額に定める額を限度額とする。）を施設毎に合計した額を選定する。
- （2）前号により選定された額に交付要綱別表1に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(交付の申請)

第6 補助金の交付申請にあたって、交付要綱第3条第2項(5)に規定するその他参考となる書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 新生児医療担当医確保支援事業計画書(要領様式第1号-ア)
- (2) 新生児医療担当医手当支給予定額明細書(要領様式第1号-イ)

(実績報告)

第7 補助金の実績報告にあたって、交付要綱第6条第2項(5)に規定するその他参考となる書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 新生児医療担当医確保支援事業実績報告書(要領様式第2号-ア)
- (2) 新生児医療担当医手当支給実績額明細書(要領様式第2号-イ)

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年1月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。